

川内原発の再稼働を急がず、規制基準の抜本見直しを求める意見書

全国で停止中の原子力発電所の再稼働について、原子力規制委員会は、新しい規制基準に適合するか審査している十原発十七基のうち、九州電力川内原発の一、二号機を優先することを決め、早ければ八月中旬にも再稼働を行う方向で検査が進められている。

政府は、新規制基準に適合すると認められた原発は再稼働させると繰り返しているが、新規制基準に適合したからといって「安全」と言えるものではない。事故が起きた場合の住民の避難計画さえ整っていないのに、原発を再稼働することは、安全軽視と指摘せざるを得ない。

原発の新規制基準は、東日本大震災の後、原子炉が破壊され深刻な放射能漏れを起こした東京電力福島第一原発のような大事故を繰り返さないように、これまで「想定外」だった地震や津波にも耐えられるように見直されたと規制委は説明している。しかし福島原発事故の検証作業すら、まだ継続中で、事故原因は明らかになつていらない。事故原因が不明なまま、どんな基準を満たせば「安全」なのか判断できるはずがない。規制委が示した新基準を満たしただけで事故が起きないと言えないのは明らかである。

鹿児島県西部にある川内原発は、桜島や阿蘇山、霧島など、火山の影響が懸念されている。にもかかわらず、九州電力は、破局的噴火の「可能性は低い」と十分な対策をとっていない。

福島原発の事故が実証したように、原発はひとたび重大事故を起こせば、地域的にも時間的にも広範な被害を周囲に及ぼすことになる。かつて、政府も電力会社も、炉心溶融のような過酷事故は起きないとの「安全神話」にとらわれ、福島原発事故を引き起こした。新しい規制基準さえ満たせば「安全」だというのは、新たな「神話」そのものと言わざるを得ない。

原子力規制委員会の新基準には、事故が起きた場合の住民の避難計画などを審査する基準がなく、防災計画や避難計画は自治体任せになつてている。政府は原発から三十キロ以内の自治体に避難計画をつくるよう求めているが、作業は難航しており、未策定の自治体が多数に上るのが実態である。

よつて、政府におかれては、川内原発一、二号機の再稼働を急がず、規制基準の抜本見直しに優先して取り組むよう強く求める。

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十七年七月　日

福岡県議会議長 井 上 忠 敏

内閣総理大臣 安倍晋三殿
内閣官房長官 菅義偉殿
経済産業大臣 宮沢洋一殿